

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成18年10月23日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第6号の審査	2
補足説明（土木下水道部長） 質疑（野原委員、本保委員、原田委員）	
認定第2号の審査	24
補足説明（水道部次長） 質疑（野原委員）	
採決	36
閉会の宣告	37

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年10月23日(月) 午前10時 開会
午後2時12分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平
委員 本保加津枝 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口 繁
同課参事 渡場修一 下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部次長兼総務課長 乾 富治 同部参事兼工務課長 林 薫
総務課参事 東田真介 営業課長 松井 進 浄水課長 西 実

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長代理 上清隆 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成17年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから、建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、原田委員を指名します。

認定第6号の審査を行います。補足説明を求めます。山脇部長。

○山脇土木下水道部長 認定第6号、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

98ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書について、まず歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田及び茨木市両地域の一部下水が本市の公共下水道管に流下することから、両市より当該下水道管の起債償還額に応じて負担金を収入しているもので、収入済額は前年度に比べ1.6%の減となっております。これは、一部起債の償還が完了したものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金で、収入済額は前年度に比べ16.9%の減となっております。これは、滞納繰越分の納付額が減少したことなどによるものでございます。また、不納欠損については時効により徴収権が消滅したもので、その件数は26件、金額は316万3,220円でございます。なお、平成17年度は摂津南負担区ほかで約7万2,067平方メートルに賦課いたしております。歳入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用

料及び下水道敷地使用料で収入済額は前年度に比べ10.0%の増となっております。これは、水洗化世帯の増加及び大口事業所の排除量の増加によるものでございます。なお、不納欠損については時効により徴収権が消滅したもので、その件数は190件、金額は124万5,244円でございます。歳入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、排水設備工事に係る指定工事店指定及び責任技術者登録の申請手数料のほか、水路敷地明示手数料などで収入済額は前年度に比べて3.7%の減となっております。これは、指定工事店の申請件数の減少によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業補助金で、収入済額は前年度に比べ25%の増となっております。これは、補助対象事業の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、収入済額は前年度に比べ10.2%の減となっております。これは、歳入において下水道使用料収入や資本費平準化債発行額が増加したこと及び歳出において消費税や流域下水道維持管理負担金が減少したことなどによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、収入済額は前年度に比べ37.0%の減となっております。これは、貸付件数及び滞納繰越分の返還額の減少によるものでございます。なお、収入状況につきましては、事務報告書の240ページをご参照願います。

100ページをお開き願います。

項2、目1、雑入は、収入済額は前年度に比べ601.8%の増となっております。これは、流域下水道事業の市町村負担金、精算返納金が増加したことなどによるものでございます。

款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、収入済額は前年度に比べ17.9%の増となっております。これは、資本費平準化債の増加及び公営企業借換債の発行によるものでございます。なお、借入先については、公共下水道事業債及び流域下水道事業債が財務省、公営企業金融公庫資本費平準化債が市中銀行、公営企業借換債は、公営企業金融公庫となっております。

款7、繰越金、項1、目1、繰越金は、繰越明許費に係る一般財源を前年度より繰り越したものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。詳細につきましては、決算概要の211ページから215ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

102ページ、款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、その支出済額は前年度に比べ11.0%の減となっております。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費まで、職員12名分の人件費でございます。節13、委託料は、パソコン保守委託料のほか、下水道工事に伴う損害賠償請求訴訟事件に係る訴訟委託料で、委託内容につきましては事務報告書257ページをご参照願います。節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会や日本下水道事業団などに対する負担金でございます。104ページ、節27、公課費は、消費税及び地方

消費税でございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、その支出済額は前年度に比べ1.

7%の減となっております。主な内容といたしましては、節8、報償費は受益者負担金の前納報償金でございます。節11、需用費は、ポンプ場などの光熱水費のほか、公共下水道施設やガランド水路親水施設に係る修繕料などでございます。節13、委託料は、下水道使用料の徴収事務委託料、集中管理室の維持管理業務委託、ガランド水路親水施設に係る管理委託などでございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の247ページから249ページをご参照願います。

106ページ、節14、使用料及び賃借料は、公共下水道管理設用地の土地借上料でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川、淀川右岸流域下水道施設の維持管理に係る負担金及び水洗便所改造費用に対する助成金でございます。節21、貸付金は、水洗便所改造資金貸付金でございます。目2、下水道整備費は、その支出済額は前年度に比べ5.0%の減額でございます。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費までは職員8名分の人件費でございます。

108ページ、節13、委託料は、工事設計ほか委託料や家屋調査委託料などでございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の258ページをご参照願います。節14、使用料及び賃借料は、パソコン借上料でございます。節15、工事請負費は、公共下水道工事の請負費でございます。茨木摂津処理分区などにおきまして21件の工事を実施しており、布設延長は約3キロメートルとなっております。なお、工事の内容につきましては、事務報告書の259ページ

から262ページをご参照願います。節19、負担金、補助及び交付金は、流域下水道施設の建設に係る分担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う上水道管などの移設費でございます。

次に、款2、公債費、項1、公債費、目1、元金は、その支出済額は前年度に比べ11.7%の増となっており、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び公営企業借換債の元金償還金でございます。目2、利子は、その支出済額は前年度に比べ4.7%の減となっており、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債及び公営企業借換債の利子償還金でございます。

款3、予備費、項1、目1、予備費は、当初予算額600万円のうち、充当額は250万7,730円でございます。

その内容は、下水道工事に伴う損害賠償請求訴訟事件に係る訴訟委託料に充当したものでございます。

款4、繰上充用金、項1、目1、繰上充用金、節22、補償、補填及び賠償金では前年度の歳入不足額を繰上充用金で補填したものでございます。

なお、111ページに実質収支に関する内容を記載いたしておりますので、ご参照ください。

以上、平成17年度特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。野原委員。

○野原委員 おはようございます。

それでは、まず1点目、平成17年度下水道の普及率が80.5%となっておりますが、先日、山本靖一委員長が本会

議で言われました、それとの数字の誤差があるように思いますので、その辺の説明をお願いします。

2点目、水洗化率についても、普及した分、また水洗化率も変わっておろうかと思っておりますので、その説明もよろしくお願いしておきます。

3点目、99ページの款1、分担金及び負担金、項、負担金、目、受益者負担金、節、受益者負担金、その不納欠損に關しましてどういう取り組みをされているのか。

同じく、款1、分担金及び負担金、項、使用料、目、下水使用料、これに關しましての下水使用料の不納欠損に対して、どういう取り組みをされてきたかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、4番目、ガランド水路親水施設管理事業、下水道事業債、下水道管理費委託料、決算概要213ページのポンプ施設保守点検委託料が、昨年比べて減っております。この辺の説明とガランド水路、過去にもいろいろ言われてきました。その取り組みをご説明、よろしくお願いしておきたいと思っております。

5番目、水洗便所普及事業のところに關しまして、決算概要212ページで、その水洗便所改造資金貸付金の使われているパーセンテージが44.7%だと、昨年が確か28.2%、不用額が毎年多くなっております。その辺の説明もよろしくお願いしておきます。

それと、6番目、過去、徴収漏れの回収状況について、今、どういう取り組みをされているのか。また、どういう対応をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

7番目、下水の汚水に、汚水整備が今、中心であります。今最近のこの異常な異常気象というのか、雨水整備について

の考え方も教えてほしいと思います。

8番目、事務報告書の257ページ、訴訟に係る弁護士委託に関して、ご説明よろしくお願いします。以上です。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、野原委員のご質問の中で1番と7番、8番についてご答弁申し上げたいと思います。

平成17年度の普及率ということで、現在公表させていただいておりますのが、平成17年度末80.5%、地域別に申し上げますと、安威川以北93.2%、安威川以南69.1%ということの公表をさせていただいております。

さきの定例会の折りの部長答弁にもございましたけれども、この普及率につきまして現在、各町目ごとの人口を面に均等に張りつけまして、整備面積で按分した人口で算出しているというのが現実でございます。

その中で、先だっただの内容の中で、お住まいの方の普及率という形の中で現在、ことしに入ってからなんですけれども、下水道の使用状況であったり、普及啓発活動、このあたりの状況を踏まえた形の中で現在、この普及率について精査をさせていただいているというのが実情でございます。この内容につきましては、精査結果が出次第、また各委員の方にご報告はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、雨水の整備についてということでございます。公共下水道の雨水整備ということで、平成17年度末、54.4%の普及率でございます。地域別で申し上げますと、安威川以北合流区域で94%、ほぼ完成をしておろうかなと思っております。がしかし、以南、分流区域におきますと33.7%ということで、かなり低うございます。

現在、安威川以南につきましては雨水幹線の整備といたしまして大阪高槻線に大阪府の流域下水道が整備していただく雨水幹線、これはもう完成いたしております。そんな中で市の幹線も主だったところの幹線は整備はいたしておるんですが、まだ完璧にできていないという現状の中、それとあと面整備がまだできていないという状況でございます。

その中で雨水排除ということで、地域の配水管及び用水路、これを活用した中で今の流域幹線へ取り込むことによって雨水排除を現在行っているという状況でございます。委員おっしゃられるように、確かに今まではそれでしるいではまいったんですが、昨今のゲリラ的な雨、これに対してはやはり我々も不安を感じているというのが実情でございます。

そんな中で今後、以南への雨水整備の重要性というものは非常に我々も感じている中で現在、市内部でその重要性を説明しながら雨水、一刻も早く取りかかっていくように財政部局等と調整を図りながら努力してまいりたいというように考えております。

それと、訴訟の内容でございます。この訴訟につきましては、以前、平成17年11月2日、建設常任委員協議会でもって内容の方はご報告させていただいております。簡単にかいつまんで申し上げますと、事の起こりが平成5年8月12日から平成6年7月29日までの期間で実施いたしました烏飼銘木町の公共下水道工事で沿道の3階建て共同住宅の所有者より、本件建物が傾斜しているということで、平成11年3月中旬に別件工事の説明に伺った折に申し入れがございました。その後、交渉を続けるとともに第三者の専門的な業者による鑑定等も行いましたところ、下水道工事との

因果関係はないという結果でありました。けれども、所有者の方の理解が得られずに話し合いが不調となったということでございます。

その後、平成12年7月13日付で吹田簡易裁判所の方に調停申し立てを起こされました。その後、調停申し立て及びその内容で、次、平成13年10月19日付で大阪地方裁判所、これが損害賠償請求事件という形の中で提起されております。

すべて、一応我々の言い分は通っている中での勝訴の形の中で、各調停であったり、裁判を終わっているという状況でございます。

その中で最終、一審及び二審がございまして、最終、最高裁への上告審を提起されて、その最高裁の方も上告審としては受理しないという形の中で報告、決定をいただいたという形の中で平成18年1月27日付で大阪地方裁判所より、判決の決定証明というものを受理いたしまして、一連の裁判の最終決着がついたという状況でございます。

今回、上げさせていただいております訴訟に係る弁護士委託料という形のこの金額でございますが、この一連の損害賠償事件の判決確定に伴いまして、弁護士への報償金という形の中で支出をさせていただいたという内容でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金の不納欠損額に対してどういうふうに取り組んでいるのかというご質問についてお答えいたします。

受益者負担金につきましては、3年間、6期にわたって納付されるものでございまして、今回は平成9年度賦課分について不納欠損としたものでございます。

これまで債権回収に向けまして督促、

それから催告、電話交渉、臨戸調査を行っております、こういったものを計画的に実施しておるところでございます。

それから、下水道使用料の不納欠損、この取り組みということでございすけれども、これにつきましては水道部の方に徴収委託をしております、水道部の方で督促、催告等をしていただいているという状況でございます。

それから、貸付金につきまして、かなり不用額が出ているということでございます。平成17年度については、22件出ておまして、全体から言いますと10%を切っているような、水洗化される、改造されるご家庭のうち8%程度の方が貸付制度をご利用されているのかなと、こんな状況でございますけれども、今現在、し尿につきましては上限が30万円、浄化槽が25万円という限度額がある中で、過去ここ数年の改造資金の平均金額というのが、し尿については31万円から34万円程度、浄化槽については20万円から22万円程度ということで、ほぼ貸付限度額に見合うような額となっております。

また、本年、啓発も行ったわけなんですけれども、その中で貸付金が少ないというような不満というのも出ていなかったと思われま。こういったことから、特に今の貸付金額については問題はないのかと。ただ、それを利用される方が少ないという現状にはあると。これは、それぞれのご家庭の事情によるのかなと思っております。

それから、下水道使用料の未収分ということで昨年174件の未収件数があった。ことし、さらに調査をして99件出てまいりました。昨年、実際に遡及請求という意味では173件でございまして、金額としては今現在収納金額1,941

万円、これは10月中旬ということでございますけども、回収率で60%程度となっております。

さらに、ことし99件分につきまして、遡及額が1,323万4,000円のうち、請求件数が約40件で請求金額が530万円程度、請求額としては40%請求していると。収納額としては、約65万円、4.7%程度、こういった状況でございます。これについては、年内にはすべて請求をし終わるように今後、努力をしていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 4番目のランド水路親水施設管理事業のポンプ施設保守点検委託料が平成16年度と比べまして、平成17年度が減になった理由とこのことですが、平成17年度の委託内容でございますが、口径100ミリの水中ポンプ2台の組み立て解体点検と、口径80ミリの水中ポンプ2台と口径65ミリの井戸の水中ポンプ2台の現場点検でございますが、平成16年度との委託内容が変わっておりますのが口径80ミリの水中ポンプ2台の点検内容でございます。平成16年度は組み立て分解点検を行ってございましたが、平成17年度はポンプが老朽化したために組み立て点検できないために現場点検したことに伴いまして減額になったものでございます。なお、18年度におきましては口径80ミリのポンプ2台はオーバーホールを兼ねて委託をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、ランド水路の経費削減についての取り組みについてでございますが、平成17年度にランド水路美化会役員さんと協議いたしまして、せせらぎ水路の、苔とか藻等の発生等が事実ということで、その清掃経費をいかに削減する

かということにつきまして、美化会の方と協議を重ねました結果、18年度からは土曜日、日曜日、せせらぎ水路に水を流さないということで、少しでも経費を削減できないかということで、この4月より実施しております。

去年とことしとを比較しましたら、若干ですけれども藻、苔等の発生は少なくなっているかなという状況でございますが、17年度は1回に清掃する人員が15名でかかっておりましたが、今回は1回に清掃する作業員が8名で清掃を終わっておりますので、その分、苔、藻等の発生は少なくなっているんじゃないかなと思っております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 先ほど普及率に絡みまして水洗化率のお話も出ておりましたので、その部分についてもご説明申し上げたいと思います。

現在、17年度末の水洗化率は以北、以南を含めると92.7%で、以北は91.8%、以南は93.9%という状況でございます。

先ほど、渡辺課長の方からもご説明申し上げましたとおり、現在、普及率を再確認という形の中で精査しておる状況でございます。ですから、それがまとまりますれば、水洗化率につきましても同様に見直した普及率に見合う形でのご報告をさせていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 それでは、1番目の普及率に関しまして、今、ご説明いただいたんですけど、今のところではまだ資料ができてないということの理解でよろしいんでしょうか。その後、この資料がいつごろでき上がって、それをどういう形で示

していただけるのか、そこら辺をもう一度、聞かせていただきたいと思います。

今まで過去、別にここ二、三年の話じゃなくて、過去からずっとそういうやり方で、こういう普及率の数字は多分出されてきたと思うんですけど、それを今、ことしになって山本靖一委員長がそういう形で現場におもむかれて、そういうのを見られて、その誤差があるんじゃないかということ指摘されて、今回こういう話になっておりますんで、その普及が今以上に伸びているということはすごく素晴らしいことやと思うんです。それは現場で頑張ってもらってる、そういう形のものが伸びてるということと実際に数字とそれが違うというところの認識をはっきりしたいと思いますので、それは1日も早くそういう機会を催すなり、資料で提示してもらって、まず我々が理解できるような形の取り組みをしていただきたいと、これは要望というか、それはお答えできるんやったら、いつごろまでにその資料は整理できて我々にそういう説明ができるかという取り組みの状況をもう一度聞かせていただきましたら、結構だと思います。これは水洗化率も今、次長が言われたような形で同時に提示することだったんで、それはそれで水洗化率も結構です。

それと、先ほどの不納欠損に関しまして、これはあくまでも不納欠損というのは時効という形になるわけですね。もう、徴収できないという形であげられてるという形になるんですね。まあ、これは過去のずっと経緯があって、そういう形が出てきてるかと思うんですけど、これは今後、19年度、来年度、やっぱり平準化債の問題で使用料をどうしても上げていかないといけないというような現状の中、やはり市民の方には役所はすべき

ことをしないで、そういう負担を我々に与えるというような誤解というか、そういう認識が起こってこようかと思っておりますので、やっぱりやるべきこと、不公平がないような形で、そういう時効のないような形の取り組みを今後もしていただきたいと思います。

今の下水使用料に関しましての不納欠損の説明なんですけど、これはあくまでも水道部の方にそういう形で委託してあるというか、水道の方の管轄で、これほどの不納欠損が出ておるといふ形の、今、ご説明いただいたかとは思っています。

そしたら、水道との連携はどういう形になって、こっだけ出てるから、こっだけそっちの方で徴収してくださいよというような話になるのか、その辺のことをもう一度、ご説明お願いしておきます。

それと、ガランド水路は、私も議員にならせていただきまして1年過ぎまして、前回は質問させていただきました。あそこの地区は、やっぱりあのガランド水路ができて、町並みもすごくきれいになって、やっぱりその景観という意味ではすごくプラスになったという形で、あのガランド水路、これは下水の再利用という形で国の方からもそういう表彰をいただいた、素晴らしい施設であります。これは、水を流して初めてそういう形の施設が有効に活用されているという形で、費用はかかるということで、今、山口参事の方から説明がありました。18年度からは土・日は水はとめて、そういう光合成で苔の生える分を抑えてその清掃に費用を抑えていきたいという形は、理解は十分できるんです。

また、地域の方も清掃に年4回出ただいで、200人ほど参加していただいで、地元みんなでそういう形のものを取り組まれているとは思っていますけど、

この取り組みをその地域だけじゃなくて、その清掃という形のを自治振興課なんかとも連帯しながら、もう少し輪を広げた中でそういう清掃活動を全市的な形で取り組んだ形で、そういう清掃費用を何とか安くあげられるような形で、やっぱり水は絶えず流してもらおうと。藻が発生することに関して、去年も言わせていただきましたEM菌とか、えひめAIとか、そういうような形のものも研究されつつ、今後対応していただきたいので、その辺の見解をもう一度お聞かせ、多分難しいとは思いますが、各清掃の形の膨らませ方というのか、そういう形の呼びかけをして、何とかそこはやっぱり摂津の1つのメイン、木村委員も前回言われておりますように、摂津には丘も山も何もないと。唯一、ああいうところで本当に摂津に誇れる施設があそこだけなので、そこを何とか全市的に、全市民的にあそこを守っていこうというような形の取り組みを下水だけじゃなくて、これは全庁的な呼びかけの中でそういう形を何とか再生していくような考えをお持ちかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、水洗便所普及事業のところ、今先ほどご説明いただきました。やっぱり改造資金、今言われたように多分件数は少なく、使われてる方は去年もことしも50%を切っているという形の、やはり貸付に対してやっぱり借りにくい状況が何ら今、お聞きしてますと、そこら辺には原因ではなく、個々それぞれの原因があってそういう形のもの借られないというような形は多分、そういう見解は正しいのかと思えますが、やはり50%以上これを使っていただくような形の視点を、ちょっと変えた形での取り組みができないのか、そここのところもう1

点、お聞かせいただきたいと思えます。

それと6番目、徴収漏れの回収状況ですが、去年たしか各排水設備工事指定工事店に關しまして書類を送られて、本指定工事指定の取り消しとか、違反工事にかかわった責任技術者についての登録取り消しとか、本市下水道条例に基づく料処分、損害賠償の請求とかいう形は多分、各業者さんにお配りされてると思うんですが、その後、そういう形の新築・改築に関しての義務、報告義務違反があったかないか。また、こういう処分をされたかどうか、その辺がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

それと7番目、雨水に関する整備、今、お聞かせいただきまして、今後そういう形で取り組んでいただくというのは理解できました。私が住んでおりますのは千里丘地区なんですけど、今、吹田の方ですごく開発が進んでおります。今の状況の中で、先日豊中市で降ったような雨が降られた場合に、あの開発状態の中でほんとにその辺がちゃんと受け皿ができて、我々の下流地域のところに影響がないのかどうか。

多分、その辺のところは吹田市さんと話し合いはもたれておろうかと思えますが、そここのところどういう形で下流地域の我々のところの取り組みを考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

それと8番目、訴訟にかかわる弁護士委託料の250万7,730円の件なんですけど、これは全面勝訴という形でもよろしいんですね、考え方としては、そういう形の中でも全面勝訴、私は素人で全然わからなかったんで、今回これで勉強させてもらったんですけど、全面勝訴であってもやっぱり弁護士費用に関してはこんだけ出費というか、出していかなけ

ればならないという形は、訴えられた形は不法な形かもわからないですけど、やっぱり市民からのそういう申し入れというのか、裁判を起こされては受けないとだめだというのは十分わかると思うんです。

だから、それを受けるんだったら受けるに、やっぱり同じ仕事をした業者もそういう中で幾分というか、応分のそこで負担を考えてもらうという形も今後の課題として、これを1つの教訓として考えられないかどうか。これは、あくまでも請け負って最後の市の方に責任が来た中で、市の中での話になろうかと思いますが、今後こういうことが起こり得ないという形が一番いいんですけど、起こり得た場合に、やはり市の方としてもそれを請け負った業者の方にも幾分の注意だけではなくて、こういう事態が起こったときには何ばか責任を負ってもらいますと。

これが敗訴やったら、多分業者の方から支払うような形にはなろうかと思えますけど、勝訴の場合ですからそういう形にはならないのかもわからないですけど、これはやっぱり裁判を起こされた以上、やっぱりそういうことに対しての応分の負担ができないのかどうか、その辺の考え方もちょっとお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

○山本靖一委員長 山協部長。

○山協土木下水道部長 普及率の資料についてでございますけれども、今現在いろいろの徴収漏れの請求等も相重なりまして、非常に時間がかかっておるわけでございますけれども、今現在、皆様方にお知らせといたしますか、公表するために再精査をさせていただいている途中でございまして、今月末、もしくは来月初めぐらいには正副委員長にご報告をさせていただきたいと、こういうふうを考えております。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、7番目の雨水整備の流れの中で今の千里丘地区の北側、吹田市エリアでの開発に伴う下流側への影響はないのかという状況の答弁をさせていただきます。

一応、市域は分かれています、地形上、どうしても他市を通らなければいけないという状況の中では吹田市、摂津市ともに計画、整合性をもちながら公共下水道計画を立ててるという実態がございます。そんな中で今の吹田市側で開発行為が起こりますと、やはり吹田市の方の開発指導等が入ってまいります。その中で今の下水道計画の範囲内での計画であれば問題なく、下流の方も安心ができての指導という形になろうかと思えます。そんな中で先ほどの一時の雨という形になると、やはりこれは計画以上のものが降ってまいります。そんな状況の中では、なかなか事前に対応することができないというところはあるんですけども、一応、下水道計画を立ててある中では、そういう形の中での整合をとった形の中での吹田市の指導をされているという形の中で下流市については、特にその開発の協議というのはない状況ではございません。

それと、先ほどの裁判費用のお話です。今回の裁判でございますけれども、請負業者と請負契約を交わす中で請負業者としても設計図書等にのっとった形の中で工事完成させてまいりました。そんな状況の中で沿道の方と市との話し合いがうまくつかずに訴えられた。市の方が訴えられたという状況でございました。

この、今の工事に関しましては請負業者に対する過失というのにはなかったかと思えます。そのあたりは、やはり今後とも沿道の方との話し合いというのは、決

して裁判で勝つことがいいというわけではございませんので、やはりもっと沿道の方との協議、これを十分進めていく方向で進んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金の取り組みで市の改定を控えて、できるだけ不納欠損の額を減らすべきだと。我々ももちろん不納欠損を減らすということでは一生懸命取り組んでおるところでございます。休日、それから時間外にも戸別訪問等をしており、こういったことでかなり実績としては上がってきております。市民の方の信頼回復という意味では、こういった地道な努力を続けていくことが必要であると思っております。そういった努力を今後も続けていきたいと思っております。

それから、使用料の徴収委託、水道部の方に委託をしているところなんですけれども、下水道使用料というのは水道料金とセットになっているということで効率性等から、こういった方法をとっております。

ただ、水道はちゃんとお支払いをされて下水道分だけが残っている、こういったケースもありますのでこういったものについては下水の方で当然対応をしておるところでございます。

それから、貸付金でございますけれども、なかなか利用されないという1つの原因として連帯保証人をこちらの方が要求しているということがあるのかなとは思いますが、これについては当然そういったものを保証人という形で担保を取らざるを得ないものだと考えております。

また、指定工事店制度ということで単

価、金額的にも以前よりは減ってきているということで貸付を受けるまでもなく排水設備をしていただけているということになっているのかなと考えておりますけれども、委員言われますようにほかの原因で何か借りにくいというようなことがあるようであれば、これについては検討をしなければならぬと思っております。もう少しそういったところを啓発の中で確認していけたらと思っております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 まず、ガランドの件につきまして、ご答弁申し上げます。

ガランド水路、非常に私どもも今のメンバーの中で意識強く見守っている状況でございます。そのような中でせせらぎに処理水を流すというような状況の中で光合成によります苔の発生が非常に多く、ここに一番の苦慮をしているという状況でございます。

地元の美化会等のご協力も得まして良好な状況をできるだけ維持できるというふうな取り組みも年を通して行っているという状況でございます。

こういうふうな活動の中で市民全体に対して、そういうボランティア活動といいますか、取り組みができないかと、なかなか私どももそれは願うところではあるんですが、なかなか難しいところもございまして。

私もガランド整備につきましては、当初からかかわっておりましたけれども、本市にはやはりそういう市民の方々のお力添えをいただく内容としましては、やはり公園ですとか、あるいは河川、こういうあるいは道路、いろんなところでの状況があらうかと思っております。

今、私どもの内容ではございませんけれども、大阪府の方ではアドプト・ロー

ドですとかいうふうな形の流れで市民参加による公共施設の維持をお願いしている部分もあるという状況でございます。

ですから、こういう状況の流れがもっともっと市民全体にしみわたるような状況にあれば、こういう流れも含めまして、いろんな活動が発生してくるのではないかなと、このあたりにつきましては自治振興課、自治会等、あるいは市民任意団体等の関係もございますので、そのあたり再度、自治振興課にも確認してまいりたいと、こういうご意見をちょうだいしたという流れでご説明申し上げたいと思います。

また、ガランドのせせらぎに対する苔対策ということで、以前よりEM菌ですとか、えひめA Iのこの内容をご指摘とか、その内容を教えていただいている状況にありますが、この分につきましても非常に、私どもとしましても興味は非常に持っています。

EM菌に対しましても、今、クリーンセンターで、あるいは環境センターの方で取り組んでおられる内容もお伺いしておりますし、土木下水道部でかかわっておりますクリーンセンターで使っているという流れの中では私も使っていきたいという思いは非常に多くございます。

ただ、定期的に安定した形での供給というのが非常に大事なところでして、効果が出るまでの辛抱強さ、この部分の活動が大変だというような話を伺ったりしております。

ことは土・日の水をストップさせることで苔の発生の抑制ができないかということを試してみました。EM菌につきましても非常に紫外線のきつい折に発生するものですから、このあたり来年度、一応本腰を入れてみたいなというふうに考えるところでございます。

それと、徴収漏れにかかわります指定工事店の指導の内容でございますけども、この中で去年の時効をきっかけに指定店の方に漏れのないようにということでお伝えしたところでございます。

その後、そういう状況があるのかなのか、正直に申し上げましてないとは言いきれない状況でございます。私どもも排水設備を指定工事店がすべて請け負っていただければ、こういう内容も少ないのかなというふうに考えるところでございます。

ただ、新築、特に建売業者の中におきましては、安易に設備をされている状況、認識されているのか、されていないのか、このあたりが一番問題となるところでございまして、建築確認の際には私ども排水設備を指定工事店を使って行いますという確約書を提出していただいております。今までの私どもも同じことを繰り返すんでなしに、そういうところの部分を是正してまいりたい。古いものでなしに、せめてこの18年度で提出していただいている内容のものについて、どう取り組むべきなのか。複数の業者さん、あるいは個人のものも含まれておりますので、そのあたり先だっても課内で詰めをしまして、この4月、5月、6月も建築、恐らくでき上がってる状況にあらうかと思っておりますので、現地を再確認した上で業者指導をしましてまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 1番、2番は、また正副委員長に出していただくということで、それはそれで結構です。

3番目の不納欠損に関しましても今言われたように土・日出て、最大そういう形の中での取り組みをされているという

形のことも一定聞かせていただきました。これは違う、先ほどの徴収漏れで新築のところなんかの改装なんかで、多分2人1組で回られてる、炎天下の中、私もお見かけしたことがあります。そういう中で必死に皆さんがそういう状況の中で信頼を回復するために歩いておられるという形に関しては、敬意をあらわすところではありますが、やはり一般市民の方から言えば、まだまだそういう形のものの認識は役所の方に対しては厳しいかと思えます。これから、きょうは議論の中では言えないんですけど、やっぱり健全化計画の中で値上げという形が現実迫っております。そこで、やはり市民の皆さんの信頼を回復するという形は今、地道にやっただいていてというものは、私らの方では見えますが、なかなか一般市民のところまで理解をしてもらえらるというものは時間はかかるかと思えますが、今、努力していただいていることにかんしては、またより一層大変であろうかと思えますが、続けていただきたいと思います。

それと、ガランド水路に関しましての取り組みも先ほどお聞かせいただいた中で、1つは道路課の方なんかは、8月10日は道路の日という形で一応、市民全体で取り組むような日が今あります。こういう日をガランド水路の日とか、そういう形のものに一応、名づけて全市的にそういう取り組み今後考えていくという形だったんで、そういう形の位置づけをして、やはりまだガランド水路がそこにあって、ああいうきれいな景観という形を摂津市内の方でも知らない方もあると思えますんで、その辺で再認識してもらおうという形の中でも一応、そういう取り組みもしていただきたいと思いますという形の、これは要望にさせていただきますと思います。

水洗便所の改造資金のことに関しましても、そういうほかに問題はないかということで、それに取り組んでいただいて、できるだけ50%を超えるような貸付金になるように、また努力していただきたいと思います。

徴収漏れに関しましてのお話で、全力を挙げて業者の方にそういう対応を指導していくという形のお答えをいただきましたんで、それは本当に今後罰則規定、今まで指定業者の方に出した分で甘いのであれば、それはもう少し、またきつい形なり、それが全部に徹底するような形をしてもらって、やっぱりこういう形のものを皆さんにお示したら、それに対する対応というか、これをきっちりやりますよという姿勢を示して、やはり協力をいただくという形の取り組みを今後もしていただきたいと思います。これも要望で結構です。

7番目の雨水に対する取り組み、これもそういう今、吹田市との話し合いはないということをお聞きしまして、ちょっとこれは愕然としておりますが、これは各市それぞれの取り組みの中でそういう、やっぱり突発的な雨量に対しての形とは、なかなか難しいかと思えますが、やはりこれは下流地域に対して、やっぱり上流はそれだけの1時間当たりの雨量が50ミリですか、それ以上を、それを基本としたものの考え方はしておろうかと思えますが、やはりこういう突発的な形のことに関しましても、そういう鋭意話し合いをもっていただいた中で、できるだけへんは別にして、総合的な形で考えていただくという形での話し合いを今後ももっていただきたいと思います。これも要望とさせていただきます。

8番目の事務報告に関しまして、今の説明でわかりましたんで、これも結構で

す、要望といたします。以上です。

○山本靖一委員長 ほかに、はい、本保委員。

○本保委員 二、三点、お尋ねをさせていただきたいと思いますが、歳出の方でお尋ねをしたいと思いますが、今、野原委員の方から公共下水道の件と、それからせせらぎの件と水洗便所の普及事業の件につきましてお尋ねがありましたので、同じような内容の分は省かせていただいております。

まず、この公共下水道の17年度の安威川以南と以北の普及率の格差について、もう一度、その是正についてはどのようにお考えでありまして、今後どのように対策をとっていかれるのか、この17年度の実績を踏まえてお話をもう一度聞かせていただきたいと思います。

あと、このせせらぎ水路の清掃の件につきましては、今ご説明をいただいておりますので、その件については省きまして、このガランドのところ、大変きれいな状況でございます、皆さん散歩なんかも大いに利用されているということはよく聞きます。

その中で市民の方から夏場、非常に悪臭がことしなんかは、すごくしまして、散歩するのが辛いというようなぐらい、きつくにおいが水から上がっていたということで、何とか改善ができないのでしょうかということを言われました。

ただいまお聞きしておりましたら、月から金まで送水をしまして、土・日曜日に水を干して苔とか藻の発生を抑制して、その改善に努めているということでしたけれども、これはやっぱり悪臭というのは、苔とか藻とかだけの部分で発生しているのかどうかということについてお尋ねを、その原因についてお尋ねをしたいと思

ます。

ほかに何か要因があるようでしたら、それにつきましてもお考えの範疇で結構ですのでご説明をいただきたいと思

ます。また、今、お話の中でもアドプト・ロード、府のアドプト・リバーなんかのボランティアの方がガランド水路、現在、ボランティアのメンバーが清掃に従事しておられるということをお聞きしてるんですけども、こういった方たちとの連携はとっておられるのかどうかということにつきましてもお尋ねをしたいと思

ます。それから、3点目は水洗便所の普及事業の中で、今、お話がありましたように建築確認等とか新築のところについては、業者の方を指導していくということでしたけれども、また個人の分についても現地に行って回って調査をするということでありましたけれども、これにつきましてはやはり職員の皆さんも、今限られたメンバーの中でこういった作業をすべてに対して取り組んでいっておられるわけだと思

ます。非常に大変だとは思いますが、この中でこれが本当に漏れなく現場の確認が一定の期間中に現実

にできるのかどうかということについてお尋ねをしたいと思

ますので、この3点についてよろしく願いいたします。
○山本靖一委員長 宮川次長。
○宮川土木下水道部次長 ガランドに絡みます件をご説明申し上げたいと思

いかと。これは、特に清掃の方には多少効果が出てるかなと思われま。土・日曜日の水の停止、このあたりがやはりその臭気をあおってるかなと思いま。

もう1つ、苔ですとか藻以外にあるとすれば、明らかにこれは下水処理場で処理された処理水であるという状況です。やはり処理水ですから、一番問題となっております窒素、リン、このあたりの処理水からの撤去が難しい状況にある。その中で塩素滅菌をし、大腸菌をできるだけ少なくして河川放流をするという状況でございます。

ですから、今までこういう施設に下水処理水が利用されるということが、今までに認識されてなかった時期もございま。その流れの中で処理水の工程も高度処理というような内容で変わってきておりますが、やはり排除し切れない部分、そのあたりの臭気の方が私はきついんではないかなというふうに考えるところでございま。

また、そういう施設の維持管理の中で府の施設に取り組んでおられますアドプト・ロード、あるいはアドプト・リバーと、こういうふうなところとの連携というお話ですし、そこらにかかわる形の中で市域がまとまっていければ、これはもう本当にありがたい話かと思いま。

この府が主体となってされておりますアドプトにつきましては、あくまでも府道、あるいは府河川、そういう府が管理してる部分の方々でございま。ただ、お住まいになってる方は摂津市民で間違いないというところですから、このあたりにつきましても参加者の中に恐らく知り合いの方々もあろうかと思いまので、そのあたりの方にも、そのあたりの感触を聞いてまいりたいなと、このように思いま。

それから、徴収漏れに関係します排水設備工事の手續の関係でございまが、私どもとしましては本当に頭の痛いところでございま。開発業者、あるいは個人、あるいは集合住宅等々の建物、いろんな物件がございまが、その中でやはり目立ってまいりますのが開発にかかわってくる内容でございま。開発につきましても、規模の大きいものから小さいものまで、いろいろございまして、そのあたりで常連の開発業者、あるいは今回限りの業者というような形もございまので、その調査につきましてもとりあえず、もうすでにでき上がってて当然と思われる物件から確認していきたい。それを継続するような形で、その的を絞った形で数を少なくしてまいりたい、このように考えておるところでございまので、よろしくお願いま。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 本保委員の1点目のご質問でございま。17年度の公共下水道事業の実績を踏まえて今後の下水道整備をどうしていくのかという内容のことに対してご答弁申し上げてまいりたいと思いま。

先ほどもご報告をさせていただきましたが、今、普及率としまして全体80.5%、地域で申し上げますと以北93.2%、以南69.1%という形の確かに格差がございま。

単純に申し上げますと、下水道自体、やはりどうしても幹線整備が、処理場までの、下流から行っていかなければいけないという状況の中で、まず本市の下水道事業といたしましては昭和46年より着手をいたしております。

安威川以南につきましては、昭和62年から汚水の整備を行っております。そんな状況の中で、その期間の中でやはり

16年という年月がたつ中で整備としては順調には進んではきておるんですけども、どうしてもそこに格差が出てきてしまっていると、今現実には以南の汚水整備を重点に行わさせていただいてるという、今、実情でございます。

そんな中で、やはり是正格差という関係の中では以南の汚水整備、これをやっていかないかんですけれども、先ほど普及率のお話にもございましたが、今現在、市域、今の接続状況であるとか、啓発活動、これを進める中において、今お住まいの方の普及状況、このあたりも今、精査をしておるということも踏まえながら今後、今の以南の汚水整備についての考え方を改めて精査する中できちんと各お住まいの方への普及を進めていくことを検討してまいりたいというふうには考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

まず、ガランドの方なんですけれども、今、やっぱりボランティアの方との連携ということにつきましては、はっきりはお答えはいただけないように思うんですけども、府が主催しているボランティアであったとしましてでも、やっぱりおっしゃったように事業は府の方で呼びかけていても、活動を呼びかけているのは府であっても主体者は摂津市民であるという観点から、やっぱり協力の方を求めていくというか、連携をとって効果が上がるように作業を進めていくというふうな形にさせていただけないものかなというふうに思うんですね。

ともすれば、やっぱり市は当然、市の所管の中でやっておられることについては、しっかりと目を光らせておられると思いますし、またそういった情報にも敏感に反応しておられることとは思います

けれども、全体として本市で行われていることに対して関連のあることについては、今後、きちんと連携をとろうという前向きな姿勢で市の、やはりいろんな意味で皆さんが、やっぱり市民の皆さんにも協力をしていただいて、大切なこのガランド水路という景観を維持していただくということが、またさらにこの景観を守るための皆さんの意識が向上して、よい効果を相乗効果として生み出すのではないかというふうに考えますので、今後も市民の皆様のボランティアの方を中心に、やはり一般的な方も連携をとってるといことで、さらにその輪も大きく広がっていくと思いますので、積極的に協力を求め、連携をとって、今後ともこの景観の維持に、管理にまた努めていただきたいと思っておりますので、これは要望としておきますのでよろしくお願いいたします。

下水処理の処理水ですからにおいますという、今お答えをいただきました。悪臭の件ですけども、これは高度処理の方に転換ということなんですけど、今後やっぱり季節によっては処理水だから、におうのは仕方がないということなのでしょう。その辺についても苔・藻だけが原因でなかったとしますと、やはり何らかの形で改善の方向には取り組んでいただきたいと思うんですけども、この点についてもう一度、ちょっとお答えをお願いしたいなというふうに思います。

3点目の建築確認の情報をもとに水洗便所の普及事業の方、取り組んでいかれるということでの的を絞ってやっていきたいというふうに今、お答えをいただいたんですけども、これ、事業者の方のやっぱり本当にこのごろは昔と違いまして建物を建てる、その工事をさまざまな排水工事等、物すごい早いんですね。見てま

してね、あっという間にでき上がっていくというような状況です。

現実にはそれがやはりでき上がったところかなというような推定で今のところ行かれるしか仕方がないということですので、この点につきまして、地域の方が一番、どこの家、どこのマンション、どこの建物が工事中であるのかということに対しては非常に敏感に反応をされていると思います。

地域のたくさんの人たちが建築の確認をしていただくというのが一番効率的には、単純に考えまして、いいのではないかなというふうに思うんですね。これは、やっぱり市民の皆さんの普及事業の向上ということで、またその適正な、市民の皆さんに公平な形で事業がなされるということを前提に市民の皆さんにモニターをしていただけないかというふうに考えるわけですね。

ホームページですとか、あるいは広報で市民の皆さんに新しい建築現場を見かけたらお声をかけてくださいとか、ご連絡いただけませんかということで、市民生活の向上を前提にした、無償ですけども皆さんのお声をということで募ることができないのかどうか、これについてもちょっと1点、お尋ねをいたしますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 ガランドの悪臭の内容ですけれども、今現在、臭気を消すというところの内容については、非常に難しいところがあるかと思ひます。

高度処理という位置づけの中でされてる、その中でどういうふうに臭気を飛ばすかという、私が今聞ひてる範囲ではオゾンを活用するというふうなことを聞ひております。ただ、これも処理水をどういうふうに扱うかというところが大き

な問題となつてこようかと思ひます。このあたりにつきましては、本来そういう形が私どもが供給を受けてます中央処理場の方でできるのかどうか、このあたりは大阪府の方にも確認してまいって、どういふふうな状況になるのか確認してまいりたいと思ひます。

もう1点、水洗便所普及に絡みます流れの中で、市民モニターというふうな形のものをもっと活用できないかというところのご意見をちょうだいいたしてるところでございますが、この内容につきましてもちょっと私ども、今まで下水の活動の中で、下水道の枠だけでのモニターということをした経緯がございません。ですから、そのあたりにつきましても自治振興課の方にもどういふふうな形ならできるのかどうか、モニターということであればモニターさんの募集もしていかなければならないところですから、地域にどの程度の方々にお願ひするのか、このあたりも検討しなければならぬかなと。そのあたりにつきましても、一度研究してみたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 公共下水道の格差是正については、やはり今もお話をいただきましたけれども、まだこんなふうにしていこうという明確な改善対策というものはとられていないように思ひます。財政上の問題もあると思ひます、当然ね。そういったこともあると思ひますけれども、やはり今後とも以南の公共下水道の普及率に向上ということにつきましては、市民の皆さんに不公平感を残さないように、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひますので、要望といたします。

あと、ガランド水路の方ですけども、今、お答えをいただきましたけれども、

府と中央処理場の方に確認をしますということでございましたけれども、ぜひこれ、府とまた中央処理場の方に、本市としましてしっかりとこういったことがあると、本市においてはこういうふうに使っているんだということで、親水事業というものが大阪府の方で注目をされている事業でもあると思いますので、その辺はしっかりと提言をしていただきたいと思いますので。夏になりましたら、やはり何らかの対策はとっていただいて、今、野原委員の方からのご提案がありましたけれども、EM菌の方ですね、公明党の方もしっかりと、いつもEM菌の活用ということを本会議で申し上げておりますけれども、こういったことも費用がかかるという点ということもあるかとは思いますが、しっかりといろいろな方法をやっぱり試していくということでEM菌の方もやはり前提としましては、なかなかずっとやっていくということについては無理かもしれないんですけども、当面、一定期間を定めて、においがする季節を中心に、やはりきちんと対応策をとっていただきますように、これも要望としておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、モニターの方ですけども、余り堅苦しく考えていただきますと、また手続、それにかかるまた事務作業の費用等が発生してまいりますので、できるだけ費用がかからないように、所管の縦割りもあるかもしれませんが、各課連携をとっていただいて、堅苦しくない形でモニターというふうに、市民の皆さん全員がモニターですよというような形で呼びかけをしていただけたらなというふうに思うんですね。

限定した地域で自治会等を通していただきますと、また自治会の方の負担が多

くなると思いますし、決められた地域で決められた人がというと、その人にも大きな負担がかかってくると思います。

2007年には、今、社会の中で大きく議論されております退職者、定年退職の方がたくさん地域に帰ってこられるということで、今、男性の皆さん方も今までお仕事で向けられていた目を地域に向けていってくれるんじゃないかと大いに期待もされ、またそういったフォーラムもあちこちで開催されているような現状でございますので、市民の方が今まで住んでいるだけに近い、お仕事に行っておられますので、そういった方も地域に目を向けていただける人数がふえるということも踏まえまして、やはり市民の皆さんがモニターですよ。皆さんのお力でしっかりと普及をしまいたいというように呼びかけをしていただければというふうに思います。

余りかたい形ではなく、市民モニター募集とかいうことでしていただきたいということを申し上げておきまして、これはぜひ取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思いますので要望としておきます。以上でございます。

○山本靖一委員長 はい、ほかに。原田委員。

○原田委員 まず最初に平成16年度の決算におきまして私どもが意見を申し上げた部分がございます。これは、厳しい下水道財政の中で、やはり効率よい運用をしなければならないという立場から、集中管理室の維持管理業務委託について契約の方法、あるいは仕様書の見直し等を指摘をいたしたわけでございますが、平成17年も事務報告書によりますと、同じような形での契約でもあり、また額もそんなに変わっておらないということでもあります。これについて、どのような

取り組みをしていただいたのかお尋ねをいたします。

それから、決算書の109ページ。工事積算システム委託料として99万7,500円が執行されていますが、この事務報告書にはこのことは一切書かれておられないんですが、何かわけがあるのでしょいか、ちょっとお尋ねをいたします。

続いて、事務報告書の家屋調査委託料308万3,220円、これは1業者と、外2社というふうに表現をされていますが、これについて何か理由があるのかどうか、わかればお教え願いたいと思います。

続いて、集中管理室テレメーター装置の定期点検及び部品交換等で227万5,350円が執行されています。これについて、まず設計額及び入札額の応札率はどうなっているのかお尋ねいたします。

続きまして、公共下水道管内の調査委託として、265万9,650円。そして、不明水の調査委託として、同じく265万9,650円が執行されています。片やパイが250から700ということで1,917メートル、片方の不明水の方も4,029メートルで200から450ミリと、こういうことでありますが、これについてちょっとご説明をいただきたいと思います。

続いて、樹木管理委託料として157万5,000円が執行されていますが、これについての契約の方法についてお尋ねをいたします。以上です。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の内容でございますが、確かに前回の決算でもご指摘をちょうだいしている状況でございます。今年度におきましても申しわけございませんけれども17年度同様

の発注形態となっております。

ここ最近、ずっと、やはり市の財政が非常に厳しい状況にあることから経費軽減についての改善措置は当然のことかと認識しております。

今現在、集中管理室におきましては4月を随契とさせていただきまして、5月から翌年の3月の間、11か月分につきましては入札をするという状況で執行させていただいております。

この管理の内容ですけれども、全体的に雨期と乾期との分け方にいたしております。

雨期につきましては4月から11月、乾期につきましては12月から3月というふうな形での点検。

集中管理室で何をしているかと申し上げますと、安威川以南におきましては雨水整備がおくれているという状況の中で既存の水路を活用し、そして内水排除に取り組んでいるという状況でございます。

各公共下水の方へ流入を取り込めるような形で取水口を十数点設けておりまして、その中で集中管理室の方で信号を送ることでゲートの開け閉め、あるいは除塵機の稼働停止というような作業をさせている状況でございます。

ですから、できるだけ短い時間で、そのポイントポイントの取水を可能にさせるという状況のものでございまして、ただ単にその施設を監視しているという状況でございませぬ。そういうふうな形の流れの中で、いろいろご指摘を承っておりますので、来年度はその随契部分につきましても含めた形で入札、1年通しの入札をしてまいりたいなというふうに考えるところでございます。

ですから、そういうふうな形で随契の部分と、やはり入札の部分とでの当然応札の差が出てまいりますから、そこらを

平準化してまいりたいなというふうで考えると、ここでございませう。

また、仕様の中身につきましてもう一度吟味した形の中で精査してまいりたいと、このように考えるところでございませう。

それから、管内調査委託、それと不明水調査委託の内容ということでございませうが、管内調査委託につきましては、ご指摘の通り管経が700ミリから250ミリというところの流れで、雨水管を対象とさせていただいている状況です。不明水調査につきましては、汚水管を対象にさせていただいてませう。

やはり、それぞれ経年変化の流れの中でいろんな支障、あるいは堆積物の関係もございませう。その辺のところを確認した上で整備をしていきたいというところの事前調査というふうな形で取り組んでいる状況でございませう。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、原田委員ご質問の中のうち、まず109ページの工事積算システム委託料の99万7,500円のことについてでございませうが、内容といたしましては下水道工事発注に当たりまして工事費を算出するに当たっていろいろ建設省であったり、大阪府の歩掛り等、これによって積算を行っております。

この委託業務としましては、年々変更されてまいります歩掛りに対応した積算システムの導入をしまして設計積算の効率化を図っているという内容で計上させていただいております。

それと、もう1点、家屋調査委託料308万3,220円でございます。こちらにつきましては、工事発注に当たりまして下水道工事を着手する前に沿道の建物、こちらの方の調査、事前調査をしま

して、工事にかかる前に建物の状態がどういう状況かという形の中で家屋調査をさせていただいております。この業務につきましては請負工事の中に入れた形の中で調査をやっていきます。ここに挙げさせていただいておりますのが事後、工事が完了してから、その工事によって建物に影響があったかなかったという、この確認。もしあれば、調査をかけていくという内容の中の家屋調査委託料という形になってございませう。

今の事務報告書の中に挙げさせていただいております(株)日建アトラス外2社という形の業者名が上がっておりますけれども、これは年度当初、今の家屋調査の指名を提出されて、なおかつ本市で実績のある業者さん7社に対しまして見積もりを取りまして、その最低価格、これをもって、この7社と単価契約を行っております。

今の家屋調査発注に当たりましては、各工事の請負業者が事前調査については請負業者の方の管轄で発注をされますので、そちらの方が契約された業者とイコール今の家屋調査委託料と同一業者でもって事後確認という形の中での調査を行って工事を進めているという状況の内容でございませう。

○山本靖一委員長 2番目の事務報告書にその部分がないというのは、答弁漏れてますので、しておいてください。渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 事務報告書に挙げさせていただいてないという形の中で、工事積算システム委託料という形の中で継続して、このシステムを年々、保守をする内容での委託料を計上させていただいております関係上、今の新しい工事という形の事務報告書の中には挙げさせていただいてなかったということでござい

ます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室のテレメーター、それと樹木管理の関係でございますが、集中管理室テレメーターにつきましては、平成3年度に集中管理室を整備しております。それ以降、その取水口ですとかふえてまいる部分につきまして随時増設してきたという形で今現在25か所を対象に操作している状況でございます。テレメーターは遠隔操作という形の中で集中管理室に親機、その現場の方に子機を設置して、それが連動する動きを持つものでございまして、この部分につきましては設置当初より富士電機のテレメーターを使用している状況でございます。ですから、このテレメーターの保守点検という形の中では、この件については随契でさせていただいている状況でございます。

17年度の分につきましては、落札額としましては227万5,350円という形で、落札率につきましては95.6%の内容でございます。

非常に特殊な機械でございまして部品交換等、あるいはそういうメンテの流れの中では随契でしていかざるを得ないのかなと。今、25機ありますから、それをすべて一括でやるのではなしに、設置年度に合わせた形で6機、あるいは2機とかいうふうな形で毎年、その維持管理をしているという状況でございます。

それと、ガランド水路施設管理事業の中に含まれます剪定ほか委託料のことかとは思いますが、この樹木につきましてはガランドの周辺に整備しております樹木、高木、中木、低木、このあたりの剪定を主に、それとこの中には花卉の水やり、あるいは施肥、そういう作業も含めた形でしているという状況です。契約と

しましては、入札をもって契約させていただいているという状況でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 集中管理室の委託業務であります。17年度はほとんど検討されてないということでもあります。ただ1点だけ、雨期・乾期の分断をしたというご説明でありましたが、やはり経費を削減せよということで、必死になって経常経費の削減をやっておるところであります。ちょうど、監査委員の意見書の中にこのことが書かれています。

今後見込まれる施設の維持管理を計画的に効率的に実施し、資本費平準化債等の利用を図り、本事業が健全かつ効果的に運用されるよう一層の努力を望むものであるというような意見が出されています。

そういう立場から、業者決定のあり方について、もう少しやはり仕様書の見直し、さらには入札をきちんと行うということは、ぜひ来年度はやるということでもありますので、それに期待をしておきたいと思います。

家屋調査のこの委託なんですが、先ほど答弁されましたように請負契約の中に調査をする事前調査、事後調査も入っているというのは、私も理解をしておるわけです。そういうことで、それをいわゆる工事完了に伴って検査官の検査があつて、そして支払いがされるわけですけれども、なぜそういう形で別に選ばなければならないのか、これ理解に苦しむわけです。

やはり、責任を持って、いわゆる家屋調査をする業者に委託をしてるんだから、最後まで面倒を見ていただくと。中途半端に調査だけして、あとの事後報告はできないということではいけないと思います。それは、おかしいと思うんで、もう

一度詳しく見解をお聞きしたいと思えます。

集中管理室のテレメーター、次長、全くこれは随意契約なんですね。応札率95.6%と言われましたけども、いわゆる一部これはメーターの取りかえ等については修繕料なんですね。器具の部品交換等については、修繕なんです。そういうことで、ここの企業の製品を使っているから随契でやっているんだということですが今、こういう機械等についてはおおむねどの業者もやれるというふうに思うわけです。そういう意味では、やはりきちんと入札をして、たとえわずかでも、やっぱり経費を節約をすると、こういうことに取り組まなきゃならんのですが、このいわゆる随意契約というものの見直しをやらなければならないというふうに僕は指摘をするんですが、もう一度、ご見解をいただきたいと思えます。

公共下水道の管内調査であります、次長、これ同額であるということ、たまたまになった数字なのかどうか。ちょっと、全く距離も、あるいはパイも違うわけで、調査する道具は僕は一緒だというふうに思っております。移動カメラでやられるんですけど、これがそんな距離が倍ほど違うにもかかわらず、なぜこういう形になるのかということをも1点、もう一度お聞きをいたしたいと思えます。

樹木の管理委託でございますが、先日の一般会計の審査におきまして、公園みどり課ですか、公園の方の担当はいわゆる経費を削減するために樹木それぞれに単価を決めて、単価の安い部分をして決定をしているんだという説明をいただきました。これも、そういう形でやられているなというふうに思ったんですが、全くこれは入札でやったということですが、本来どうあるべきか、どちらが安

いねんと。市の方がいわゆる請負契約、単価契約してる方が安いねんということならば、どうかですね。もう一度、同じいわゆる土木下水道部の管轄の中ですので、部長あたりからご答弁いただきたいと思えます。

それから、工事積算システムであります、修正をしていくということになります。これ、いわゆるなぜ通年的にやっておるから載せてないんだということじゃなくして、やはり99万7,500円の執行をしたんだから、あくまでもこういう形で事務報告書に載せるべきなんです。何か、聞いておりますと、ちょっと説明が不十分だなというように感じるんです。去年も契約しているからということで見積もりを出されて契約をしているんだと思うんですが、やはり先ほど、すべてにわたって経費の節減をやらないかと言うてる状況でございますので、もう一度、課長からそのあたりをご答弁いただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 まず、家屋調査の件でございます。ちょっと私も説明不足で申しわけなかったんですが、家屋調査、事前調査と事後調査、事後確認調査と事後調査という形で2段階に分かれてございます。

事前調査と申しますのが工事発注した折の請負業者の中に、契約の中に入れて行う調査が事前調査でございます。

その事前調査を行って工事を完了させた段階で今の事後確認調査というものを市の方から、請負業者を通さずに市の方から直接今の家屋調査業者の方に請書をもって発注をしていくという内容のものでございます。

一応、今の事後確認調査で工事の影響があったかなかったということをご家

庭の方へ伺った形の中で事前調査資料をもとに確認を行います。

その中で異常ないよということであれば、そういう旨の文書をちょうだいした中で完了してまいります。その中で沿道家屋の方から、いやちょっと、ここがぐあい悪いんやというお話になった場合には、改めて事後調査という形の調査を発注しているという内容でございます。

事務報告書に挙げさせていただいております、この日建アトラス外2社という形の中で一応、単価契約としては7社と単価契約は行っておるんですけども、請負業者の方が今の事前調査を行います家屋調査を決めてまいります。その調査屋イコール今の事後確認、最終の事後調査の請負業者とイコールにさせていただいた中で発注をさせていただいた。これは、やはり一度、各沿道の方の家の方へ事前調査の折に、この家屋調査屋が行っておりますので、内容的にも熟知した形の中で今の事後確認ができるだろうという形の中で事後については事前調査と同一の業者に発注させていただいてるという状況でございます。

あと、工事積算システム委託料、こちらの方につきましても一応、保守内容という形の中で事務報告書の方には掲載はしてはおりませんでした、やはり委員おっしゃるとおり、やはり経費節減等の見地からいきますと、もう一度やはり今までどおりということではなくて、一度確認をする中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇土木下水道部長 樹木関連について、公園の方は単価契約、下水の方は入札行為と、本来はどうあるべきかという委員からのご質問なんですけれども、前

回ご指摘いただきましたように、私は競争の原理が働くようにするべきだと思います。それが働けば、同時に単価も安くなるかと思えます。この件、この問題につきましては、部をあげて取り組みたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の件につきましても、今後、監査の方の指摘もあるようですので、その流れの中では経費削減に向けた形の見直しに取り組んでまいりつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、集中管理室の分につきましても、私どもとしましては固定部品等の関係上、それとシステムの関係もございましたものですから、この物件につきましても随契という形でとってまいりましたけれども、もう一度、このあたりも他業者等にも確認した上で、それができるのかどうか、確認した上で方向性を見出してまいりたいなど、このように考えます。

それと、先ほどの下水道管内調査委託、それから不明水調査委託の中で距離の違いにもかかわらず、額が同額という内容でございます。この内容につきましても、私どもともに入札をかけてるわけなんですけれども、結果的には応札率の違いがここに同額の状況になったという内容でございます。

公共下水道管渠内調査委託につきましては、落札率は75.1%でございます。不明水調査業務委託につきましては、落札率36%と、この違いが大きな差になっているのではないかなという状況でございます。

ですから、私どもとしましては通年、積算した上で予算要求しておりますから、公共下水道の管内調査委託につきましても

は、当初予算としましては375万円をつけていただいておりますし、不明水調査業務委託につきましては、700万円の予算計上の上で執行をしてまいったという状況でございます。よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 幾つかにわたって指摘をさせていただいた部分について、検討していくということでもありますので、それを了として質問を終わるわけでございますが、やはり経費の削減にはやはり思い切った形で従来の慣行やとか、あるいは昨年こうしてたからということではなくして、新たな発想のもとに立って改善といえますか、方法を変えていくということをしっかり取り組んでいただかんと、一方では厳しいことで大変な状況を乗り切ろうとして必死になってやってる状況の中で、こういう形では、やっぱりいけないということをお願いして決算委員会でございますので、その意見をつけ加えて終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 それぞれの委員から出されておりました普及率の問題、これは健全化計画そのものについても重要なかわり合いのある項目でございますから、正副委員長の方に数字が精査された段階で、どういう形で皆さんに周知をしていただくというふうなことを相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第6号に対する質疑は、もうありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質

疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時1分 休憩)

(午後1時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。乾水道部次長。

○乾水道部次長 それでは、認定第2号、平成17年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って主なものにつきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

平成17年度の水道事業報告につきましては、17ページから31ページにかけて記載いたしており、17ページの1では、事業の概況について、22ページの2では工事の内容について、25ページの3では業務の内容について、30ページの4では会計の内容について、それぞれ記載をいたしております。

まず、17ページの事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成17年度の年間総配水量は1,219万810立方メートルで、前年度に比べ1万1,020立方メートルの減少、年間総有収水量は1,109万8,993立方メートルで、前年度に比べ17万6,590立方メートルの減少となっております。この主な要因といたしましては、需要者の節水意識の定着などによるものと考えております。水源別排水量につきましては、別表1に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べて0.6ポイント低下し、32.4%、395万4,650立方メートル。大阪府営水は0.6ポイント上昇し、67.6%、823万6,160立方メートルとなっております。また、1立方メートル当た

りの給水原価につきましては、19ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べまして0.2%低下し、38銭減少の196円74銭、供給単価につきましては0.2%上昇し、52銭増加の214円72銭となっております。

続きまして、35ページからの収益費用明細書でございますが、同明細書は税抜き金額で表示をいたしております。

収益では、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べまして3,195万6,169円減少の23億8,322万9,225円となっております。この内容につきましては、前年度に比べまして有収水量が減少したことによるものでございます。目2、受託工事収益は前年度に比べまして492万2,449円減少の1,360万4,760円となっております。これは、公共下水道事業における移設受託工事収益や一般家庭等からの修繕依頼による受託修繕収益が減少したことによるものでございます。目3、その他営業収益は、前年度に比べまして90万4,318円減少の871万4,449円となっております。これは、マンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や工事検査の手数料が減少したことなどによるものでございます。

次に、36ページの項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べまして11万5,196円減少の45万8,060円となっております。これは、超低金利に伴う預金利息の減少によるものでございます。目3、土地物件収益は前年度と同額の317万2,750円となっております。これは、消防庁舎鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。目4、雑収益は前

年度に比べまして1,092万3,272円増加の5,022万1,918円となっております。これは、下水道料金徴収受託料や行政財産目的外使用料、大阪府市町村職員互助会の退会給付金制度廃止に伴う補給金の返還金などでございます。目5、納付金は、前年度に比べまして3,888万7,500円減少の8,051万2,500円となっております。これはマンション・住宅開発などに伴う給水装置の新設や口径変更に伴う納付金が減少したことによるものでございます。目7、他会計負担金は、前年度に比べまして125万4,347円増加の1,865万3,704円となっております。これは、水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したものであるなどでございます。

続きまして、37ページからの費用につきましてご説明申し上げます。

37ページから38ページにかけての款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水、浄水及び送水費は、前年度と比べまして160万5,641円増加の10億6,651万9,185円となっております。これは、太中浄水場ほか3か所の送水所の運営に係る人件費を含む維持管理費や動力費、大阪府営水道の受水費で、増加の主な理由といたしましては、集中監視装置や電子計算機に係る保守委託料などが増加したものでございます。

38ページから39ページにかけての目2、配水・給水費は、前年度に比べまして1,310万5,491円減少の1億5,950万3,317円となっております。これは、人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切替工事などの費用で、減少の主な理由といたしま

しては、人件費や工事請負費、材料費などが減少したものでございます。

39ページから40ページにかけての目3、受託工事費は前年度に比べまして2,147万4,679円減少の4,959万1,639円となっております。これは、人件費のほか、受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費、また公共下水道事業に伴う給・配水管移設に係る工事請負費で、減少の主な理由といたしましては、人件費や工事請負費などが減少したものでございます。

次に、40ページから41ページにかけての目4、業務費は、前年度に比べまして37万7,773円増加の1億4,700万342円となっております。これは、人件費のほか、検針業務及び検定満期量水器取替業務等に係る委託料などで、増加の主な理由といたしましては検定満期量水器取替業務委託料などが増加したものでございます。

41ページから42ページにかけての目5、総係費は、前年度に比べまして1,675万6,057円増加の1億9,986万9,125円となっております。これは、人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子計算機等の借上げ、郵送料などの一般部局への負担金、その他下水道事業運営に係る一般管理費的な費用で、増加の主な理由といたしましては、退職給与金やOAシステムの改修委託料などが増加したものでございます。

42ページの目6、減価償却費は、前年度に比べまして2,126万1,156円減少の3億9,424万9,713円となっております。この減少の主な理由といたしましては、機械及び装置などの有形固定資産に係る減価償却費が逡減したことによるものでございます。目7、

資産減耗費は前年度に比べまして141万297円増加の325万432円となっております。これは、OA機器や車両等の老朽化に伴う有形固定資産の処分を行ったもので、増加の主な理由といたしましては、太中浄水場の石灰棟や量水器などの機械及び装置などの処分が増加したことによるものでございます。

43ページの項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べまして2,434万8,025円減少の2億1,229万5,794円となっております。これは、平成16年度までに借り入れた企業債及び平成17年度の借換債に係る支払利息でございます。目5、雑支出は、前年度に比べまして45万876円減少の92万5,003円となっております。これは、水道料金等過年度還付金でございます。

項3、特別損失、目1、特別損失は、前年度に比べまして28万9,590円減少の356万6,774円となっております。これは、転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不納分を過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、44ページの資本的収入支出明細書につきましてご説明申し上げます。

収入の款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債は、前年度に比べまして5,220万円増加の1億3,220万円となっております。これは、前年度に引き続き配水管整備事業を施工するために借り入れた企業債及び昭和55年度に借り入れた高金利の企業債の借換債の合計でございます。項2、工事負担金、目1、工事負担金は、前年度に比べまして29万円増加の58万円となっております。これは、消火栓2か所設置に係る

工事負担金収入でございます。

次に、44ページから45ページの支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費は、前年度に比べまして3億2,576万3,000円増加の3億2,706万3,000円となっております。この増加の主な理由といたしましては、平成16年度1年間休止しておりました施設改修を再開したもので、急速沈殿池やろ過池、無停電電源装置などの改修工事を行ったものでございます。目3、固定資産取得費は、前年度に比べまして1,053万9,779円増加の2,612万4,137円となっております。この増加の主な理由といたしましては、貨物自動車の買替費用や量水器の購入費用が増加したものでございます。目6、配水管整備事業費は、前年度に比べまして3,267万2,176円減少の1億1,822万3,912円となっております。この減少の主な理由といたしましては、工事請負費が減少したもので、当年度は鉛給水管切替工事や配水管布設工事を15件施工いたしました。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、前年度に比べまして6,000万5,814円増加の4億7,660万8,571円となっております。これは、平成11年度までに借り入れた企業債の元金償還金及び昭和55年度に借り入れた高金利の企業債の借換に伴う元金償還金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。野原委員。

○野原委員 それでは、数点、質問させていただきます。

まず1点目、有収水量が減少していく、

これはそれぞれ節水されたり、いろんな形で減っていったらと思うんですけど、やっぱり収入の主な形は、この有収水量としますので、この辺の対策があるようでしたらお聞かせください。

2番目、自己水、府営水の関係で、自己水を、400万トンで自己水を推移していきたいという形で昨年お聞きしたんですけど、昨年より自己水の分が減っております。この辺の関係をお聞かせいただきたいと思います。

3点目、太中浄水場管理運営事業の中で、概要164ページで昨年度お聞きした中で薬品費が自己水がふえることによって、薬品費が高いついてるとお聞きしたんですけど、本年度自己水が少なくなっているにもかかわらず薬品費が高くなっております。この辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

4番目、給・配水管管理事業、概要166ページで修繕業務委託料630万円と上がっております。これのご説明、お願いしておきたいと思います。

5番目、水需要など予測業務委託料、概要172ページで昨年度は上がってなかったんですけど、本年度上がっております。これは、今後どういう形になるのか、これのご説明をお願いします。

それと、これは総論というか、考え方だけでお聞きしたいんですけど、経営状況の中で本年度3億2,000万円の黒字を出されております。利益剰余金が7億7,000万円ほどあります。これは、健全経営の努力の皆さんのおかげで、こういう形の本年度、本来は来年度ですか、値上げの見直しとかいう形の中でもこういう黒字を出していかれているという努力に対しては、すごく敬意を表します。

また、考え方として、上下水道というものの考え方の中で、これ下水の方で来

年平準化債の関係で値上げをするという形の方向で今動いております。そういった中で単年度で、例えば2年ぐらいで、この黒字を値下げすることによって、市民の皆さんに還元するというような考え方、ずっと値下げするんじゃなくて、ある程度の期間、そういう形のこの黒字分を市民の皆さんに還元するというような形の期限を切ったところでの、そういう還元という形のものの考え方はできるのか、できないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○山本靖一委員長 西課長。

○西浄水課長 浄水課にかかわる件について、ご説明いたします。

まず、総配水量が1万1,020トン減っています。また、自己水については16年度と比較しまして7万7,360トン減っています。また、府営水については、6万6,340トン増となりました。この理由ですが、太中浄水場の整備工事の関連で、16年度については整備工事を行いませんでしたが、17年度については水処理施設1号急速沈殿池の内面放水を含む工事と5、6号ろ過池改修工事で、そのときに停止とか半量運転を行ったため、自己水量が少なくなりました。

ただ、18年度については、承認水量、17年度までは818万トンであったのですが、798万トン、20万トン減量になりましたので、その分を自己水の活用ということで今年度、現在目指しております。

あと、薬品費の増の原因なんですけれども、17年度の使用料につきましては、80万4,552キロ、16年度については70万8,340キロの薬品を使用しました。その率にしまして13.6%の増になってます。金額的には、165

万1,625円の増となりました。

この原因については、2点ありまして、3種類、現在薬品を使用してるんですけども、その薬品の購入単価の上昇によって上がった分と、2点目については太中浄水場の近隣の住民の方から騒音に対する問題がありまして、そのために減音対策を行いました。それが気曝効果が低下したので、水質安定のために薬品を多く使用して、薬品代がふえました。

多く使用した薬品は、3種類のうちの1種類で苛性ソーダで赤水対策を目的に国の水質管理目標ペーハー7.5、弱アルカリ性なんですけども、準じて注入をいたしました。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 野原委員の4点目の修繕業務委託の内容につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、水道部の勤務時間外、主に平日、土曜日、日曜日、祝日等、現在でいきますと午後5時15分から翌朝の午前8時45分までと土曜・日曜日の午前8時45分から5時15分までを修繕業者の方に委託しているものでございます。

その主な内容といたしましては、水道当直者の方から修理の連絡が業者の方にした場合、おおむね30分以内に現場に到着し、迅速な対応をするとともに漏水等による二次災害の予防に努めるとともに、現場に対応するための資機材等を用意しておかなければならないというふうになってございます。

17年度の修繕が発生しました、勤務時間外の件数といたしましては46件が17年度発生いたしております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、ご質問のうち、有収水量が減少している。これは収

入に影響するので、対策は何かあるのかということでございますが、この有収水量、毎年減少が続いております。確か平成3年度がピークであったと思いますけれども、そのときから200万トン余り減少してきておるということでございます。近年は、このことにつきまして府下的な課題となっております、大阪府営水道協議会という、大阪府営水の受水水道事業体でつくっております協議会でございますが、そこでもこの水需要の減少が取り上げられまして、要は府営水とか、あるいは水道水に対する誤解ですね。例えば、水道の水はそのまま飲んではいけないとかいうような誤解等があると。

また一方で、ペットボトル等で売っている天然水がおいしいから、府営水とか水道から出る水は余りおいしくないから、そのペットボトルの水を飲まれるというようなことがございますので、そういったことに対しまして、やはりかなり誤解から来てる部分もたくさんあると。実際に試飲をしてもらったら府営水とペットボトルの水のおいしさ、そういったものの差はほとんど統計上、出ないというようなこともございます。

私どもも毎年ですけども、水道なんでも相談といいますか、水道移動なんでも相談、6月に開催しております、自己水を飲んでいただいたりしていただいたりしております。また以前には府営水、自己水、それからペットボトルのお水、数種類を試飲していただいて統計をとったりしておりますけども、余りペットボトルの水と府営水、あるいは自己水等の間で、それほど統計上、おいしくないとか、そういう明確なものがなかったということで、大阪府営水道協議会では積極的に府営水がおいしいといいますか、もっと飲んでもらいたいということをPRす

るためにポスターをことし府下全域に作成して配布して掲示をするようになりました。

それから、またテレビなども使って効果的なPRを行っていきたいということで現在も府営水道協議会の中で協議をいたしておるところでございます。

それから、水道料金の黒字が多分に出ているということで、下水の値上げも予定されている中で水道の黒字を1年とか2年とかいうような形でも値下げして市民に還元するという考えはできないかというお問でございますが、水道部におきましては今後、太中浄水場や千里丘送水場等の施設改修を予定しております。

また、配水管網の整備や転換対策も予定しております、それらの事業費は莫大な金額になると予想しております。このため、水道料金の値下げは即経営を圧迫する要因ともなりますので、現時点では難しい問題であり、できることならば値下げにつきましては回避させていただきたいというふうに考えております。

したがいまして、短期的な分につきましては、利益剰余金が先ほどもご指摘のとおり、17年度決算で7億7,500万円余りと出ております。また、利益剰余金の処分を行っても、なお5億6,500万円余りが残ってまいりますので、一時的な値上げ、野原委員がおっしゃいましたような1年、2年といった短期での値下げ、そういったものも考えられる余地があるのではないかとも思われますけれども、やはり水需要が毎年減少し、給水収益が3,000万円前後毎年減ってくる中で、水道部といたしましてはできる限り値下げは回避させていただきたいというふうに考えております。

それから、水需要予測業務でございますが、水需要予測につきましては以前、

平成10年度に水需要予測を行って水道事業実施計画といったものを作成しております。ところが、そのときの水需要予測によりますと、やはりかなり高い見込みを立てておりました、実際現状とかなり乖離をしてきているということで、昨年度基本計画をもう一度点検すると、あるいは実施計画をもう一度点検するという趣旨でコンサルタント会社に委託をいたしまして、水需要予測を再度行ったものでございます。

そうすることによりまして、例えば今後の施設改修事業等にむだが生じないように点検するという趣旨でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 まず、1点目、有収水量が減少していく中で、毎年これは減っていく中での問題で、今、府営水がおいしいから、もっと飲んでもらうとか、そういういろんな、府の方ではそういう対策を立てられているという形なんですけど、例えば昔、太中の方でもペットボトルを過去、出されたかと思うんです。今、千里丘の1丁目、2丁目の辺は太中浄水場のお水が来てるという形の中で、今、東京都の方でも水を出されております。

そういった形で今、防災の方でも備蓄という形の考え方でいろいろ、そういうものを、水なんかを備蓄する中で太中のおいしい水をそうやって使って、摂津市内ではそういう備蓄をしてもらうような、水を何とか摂津市内で太中の水を売るようなものの考え、水道で使ってもらうだけじゃなくて、そういう形のものの考え方はできないのかどうかお聞かせください。

それと2点目、自己水、府営水の関係で、先ほど答弁いただきました整備事業があって自己水がそんなに少なくなったというようなふうに理解したんですけれ

ども、その整備事業がなければ、例えば府営水は毎年最低何ぼか買わないとだめやという形の、多分申し合わせというのか、規定はあると思うんですけど、それを減らすというのか、その府営水を買う量をいっぱいいっぴいのところで自己水の形のをそこで抑えてはるんか。

それとも、整備事業の中で自己水がそんなにだけ出せなかったのか、その辺のことをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、太中浄水場の薬品費であります。これは原料費、ガソリン代が、原油が上がったということは1点あるかと思えます。それとその騒音対策、減音のために薬品が使われたと今説明がありました。この辺の説明、もう一度お願いしたいと思います。

それと4番目、給・配水管事業のところで修繕事業業務委託、これ、予算の委員会の方に多分お聞きして、記録にも載ってると思うんですけど、これの積算根拠をそのときにお聞きしたときに、決算のときでこれを業者の方でどういう形で使ったかという、その根拠をもとにそういう決算報告では、決算の委員会では報告しますという、積算根拠を示すということだったんですけど、今年度が46件、昨年度が何件であったのか。費用が同じ630万円が上がってるんですけど、その辺の積算根拠と契約はどのようになっているか、もう一度お聞かせください。

それと、水需要などの予測業務157万5,000円出ております。これも今後ずっと毎年そういう形で続けられるのか。今回だけ見直して、それをもとに今後の健全化計画に反映されていけるのか。これも随意契約なのか、競争入札か、ここをお聞きしたいと思います。

6番目の経営状況の中で、経営者としてはもっともなことで、今、黒字の部分

を将来かかる費用のために備蓄というのか、そういう形で置いておきたいという形は十分理解できますし、今、言いました収入の部分で減っていく中で今後対応していく中で自分らの努力の結晶の黒字をそういう形の将来のために置いておくと言われる考え方は十分理解できるんですけど、今、摂津市の現状のオール摂津というものの考え方で考えた場合に、今の摂津の状況の中で水道の方が今そういう形でできることはないか、もう一度、そこら辺をお考えをお聞かせ、無理なことは重々承知なんですけど、その辺のこと何とか工夫してできないかどうか、その辺のお考えだけでもう一度お聞きしたいと思います。以上です。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 4点目の修繕業務委託の積算の内容及び16年度の修繕件数等のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

16年度の修繕件数につきましては、62件でございます。

それと、積算の基準につきましては、水道配管工の単価を用いまして、摂津市水道部宿直手当算出根拠をもとにいたしまして積算をいたしております。

それと、16年度の委託単価につきましても630万円、消費税込みでございます。

○山本靖一委員長 西課長。

○西浄水課長 自己水の活用の観点からお答えしたいと思うんですけども、まず実際に現状としましては17年度の使用について、あくまでも責任水量制なので、それを最優先に行っております。17年度については、承認水量818万トンに対して818万7,520トンということで、離脱には、まずなっておりません。

あくまでも工事を進める時期なんです

けども、あくまでも水の使用量の当然少ないときをねらって工事はやっていますが、あくまでも府営水というのは3送水所で調整することができません。太中浄水場に中央送水所から水を専用管で運んでおるんですけども、あくまでもその水量に対して、要するに太中水系の出る量の比率を上げることが実際行っています。

それと、自己水の増量と申しまして、現在、先ほど言われたように千里丘1、2丁目も送って自己水をできるだけ出すようにはやっていますが、現在は17年度についても水、複数ある急速沈殿池にも気曝槽があって、急速沈殿池が3池あって、ろ過池が6池あります。そのうちの17年度については1池をとめて、それからろ過池については、普通だったら古い方から当然、1、2からやるのが順番なんですけども、物の構造上、5、6を最初に行ったらと。あくまでも新設工事だったらある意味で楽というとおかしいですけども、改修なんで工事をやるに当たって、まず工事ができるように切り離さなければならないということで全体的な共通部分もありますんで、水処理をとめてます。

あとは全数、すなわち複数の3分の2の運転になりますんで、どうしても改修工事をやってる間については、その工事の内容、技術的な面、特に工事中についても水質の安全ということで第一に考えてますんで、若干のその17年度についても3月の時点では多くなりますけども、最終的な責任水量に対しては少し超えたぐらいの値ということで日常的な業務をそれに向けて行っております。

あと、薬品の増についてですけども、これについてもこの気曝槽の構造上、幅が20.2メートル、それから奥行きが

17. 75メートル、高さが7.2メートルということで、あくまでもそういうものに対して近隣の方に迷惑にならないようにということで、いろいろ方策とかは考えてますけども、あくまで技術的に取りつけた場合の風に対してとか、維持管理上とか、いろいろ今現在勉強中です。ある程度、安全面とか費用対効果ははっきりした時点では早期の改善といいますか、その辺をやっていきたいとは考えております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、ご質問のうち、まず水需要予測業務、今後も続けられるのかということでございます。また、競争入札されたのかというようなご質問でございますが、今回の水需要予測につきましては、先ほども申しましたように平成10年度に水道事業の実施計画を策定するときには水需要予測を行ったもので、その水需要予測を再度点検するという趣旨でございましたので、前回行った業者に、実は最も経費が安くつくだろうということで、また期間も短くて済むだろうということで同じ業者に特命という形でさせていただいております。

結果ですが、今後毎年するかということですが、これにつきましては毎年しても少しずつ少しずつ変化するだけで大きなトレンドというのは何年かに一度、数年に一度、あるいは10年に一度というのがトレンドで行えば十分と思っておりますので、今後またしばらくの間はする予定はございません。

前回と今回の水需要予測の差といいますか、どういう結果が出てきたかと申しますと、例えば前回、平成22年度の給水人口、前回の予測では8万7,805人という予測でした。しかし、今回の水需要予測では近年の人口減少を十分に反

映して、平成22年の給水人口は8万4,800人というふうに、約3,000人ぐらい減少するだろうと予測が出ております。

それから、一日最大給水量、これにつきましても前回の予測調査のときには一日最大給水で出る水の量というのは4万9,391立方メートルと予測されておりましたけれども、今回の予測では平成22年度におきましては一日最大給水量は3万8,300立方メートル程度で済むだろうというふうに、随分大きな差が出ております。

それから、一人一日最大給水量でございますが、要は1年間で一人が最もたくさん水を使う日の水の量ということでございますが、これにつきましても前回調査のときには563リットル、一人一日563リットル使うと予測されておりましたけれども、今回は451.7リットルというふうに、これにつきましても随分減少しております。

こういったことを踏まえまして、今後の水道事業運営に十分活用してまいりたいと、生かしてまいりたいというふうに考えております。

それから、水の水道の黒字の還元を将来的には考えれば備蓄したいとか、ためたいとかいうようなことはわかるけれども、オール摂津というような中で現在の市の現状等も勘案してどうにか還元できないかというようなお問でございますが、これにつきましてはやはり水道といたしましては先ほども申しましたように今後、多額の費用のかかる事業等を計画しておりますので、できることであれば値下げについては回避して経営状況の基盤をもっとかたくしていきたいと、要はまだ起債も55億円ほど残っておりますし、今後の事業費につきましても30億円、40

億円というような数字が積算では出ております。そういった中でできるだけ今後、起債をしないで事業を進めると。支払い利息を圧縮していく、あるいは事業をできるだけしない、ちょっとでも先回しにできるものは、できるだけ先回しにしていくことによって使う費用を減らしていきたいというようなことも考えておるわけでございますけれども、そういうことによって経営基盤を堅固にするといいますか、黒字の好循環を、経営の好循環を招きたいというふうに思っておりますので、非常に値下げというのは厳しいお話なんですけれども、オール摂津というような観点からというお問でございますので、これにつきましては一度、市内部でそういうことが水道部として必要なのかどうなのか、一度協議してみたいと思っております。

それから、ペットボトルの件でございますが、これにつきましては実際、大阪府も大阪市も、あるいは京都市でしたか、あるいは横浜市とか、そういった政令指定都市とか大都市では、ほとんどのところがペットボトル、あるいはアルミニウム缶というんですか、ボトル詰めの水を備蓄水として販売されておまして、その値段が500ミリリットル前後入りぐらいの水で100円前後で販売されておられます。それは、大都市圏で、しかも大量の水を販売されるということで100円程度で済んでるんですけども、摂津市で以前つくりました自己水を使ったペットボトルにつきましては、随分その当時、費用がかかったというふうに聞いておまして、摂津市がつくって、それを市民に販売できる程度の水ということであれば、量であればかなり割高になってしまって、なかなか売れないというふうに考えております。

そういうことで、自己水をペットボトル詰めして売るということにつきましては、ちょっと余り積極的な考えは持っておらないんですけども、今後とも先ほども申しましたように大阪府営水道協議会の中で、要は水道の水をどんどん使ってもらう、飲んでもらう、もちろんむだ遣いはだめですけども、節水する中でやはり十分に使っていただくように、あるいは飲んでいただけるように府下水道事業者一体となって、その点については取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 1番の有収水量に関しましては、今後もいろんな角度から検討していただいて、何とか伸びるような形でいろいろな方法を考えていただきたいと思っております。これは要望にさせていただきます。

2番目の自己水と府営水の関係なんですけど、ちょっと理解ができない部分がありまして、責任水量というのは当然ありまして、それを昨年決算の委員会的时候にもお聞きして、それを少なくしていくように府の方をお願いをしていって自己水を多くしていくという形の方向で動いてるようにお聞きしたんです。

だから、買う分を少なくして、なるべく太中はまだ自己水が100%の状況で稼働してないというか、まだ出せるような状況の中で府営水を、責任水量を減らしていくという形の中の方針をとっていくというようにお聞きしたんですけども、その辺で今でも責任水量を超えたところで若干、さっきのお答えでは買ってるというようなお答えをお聞きしたんですけど、その責任水量を下げるような話し合いを府の方とされてるかどうかと。それと、その責任水量を超えない形で府

営水が、自己水を出すことが今の現状で無理なのかどうか、できるのかどうか、そこのところをもう1回だけお聞かせ願いたいと思います。

それと、薬品の騒音なんですけど、これは過去からそういう形を防音のために騒音対策としてやってきたものができなくなって、薬品を投入する、近所の騒音対策として薬品を多く使うように今年度からなったのかどうか、そこだけお聞かせください。

それと、給・配水管事業に関しまして、去年は62件で同じ630万円、本年は46件で同じく630万円、それはそれぞれの単価を出してこういう形のものができてるといって今お聞きしましたけど、これの契約が競争入札か、もしくは使われた金額が随意契約か、そこのところをもう一度、お聞かせ願いたいと思います。

5番目の水需要に関しましては、一応、前回されたところに一番安い形で出されるということで、特命という形のものが入札というか、そういう形でとられたという形は一応理解できますが、今後ほかのところにも、こういう形のを聞き合わせた中で、より安い金額で出せるような努力もしていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

6番に関しましては、今お聞きした中でオール摂津の中で考えても単独事業の中でいろんな形で備蓄もしていきたいし、健全経営もしていきたい中で、そういう方向性を出すのは、なかなか難しいと言われました。これは理解できました。また、内部でそういう形で話し合いももっていただけるといって話も聞きましたんで、これは今後そういう方向で、またよろしく願います。要望とさせていただきます。以上です。

○山本靖一委員長 西課長。

○西浄水課長 まず、自己水量をもう少し多くできないかということと、あとは責任水量の関係ですが、責任水量については、今年度についても20万トン減、過去数回にわたって今現在、132万トンの930万トンが18年度下がって、今調整してまして、798万トンとなっております。

工事については、水処理工事を14年度から、16年度は休んで、17年度、18年度と行ってます。そういう関係で、15年度についても840万トンに対して、このときについては855万1,000トンということで、工事年度については若干調整といいますか、自己水の活用は難しいというぐあいに考えてます。なぜならば、今現在行っています太中浄水場の施設改修工事が先ほども言いましたように水処理の半量とか全停を伴いますので、年度においては難しい場合が生じます。

あと、将来的なことについてなんですけども、一応、承認水量をもっと抑えられるか抑えられないかというのは、あくまでも施設の改修事業を大きく見ますと、水量的に当然、ふやす部分と水質の安定を、老朽化してますから、その部分があります。

今現在、15年度、それから17年度、18年度についても、まだ水量を上げる段階ではないと、あくまでも施設改修工事でいろいろ半量とかありますんで、そのときの水質の安定を第一に考えるべきだと思ってます。

騒音の部分なんですけども、騒音については16年7月にそういう問題がありまして、その時点から薬品の増があります。

先ほども言いましたように、あくまで

も浄水場と近隣の住民の方と当然仲よく共存したいというのがありますので、技術的に解決できるとなれば、いろいろ構造上問題もありますけども、その方法で私たちが勉強して、その方法をできるだけ早く入れたいとは考えております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 修繕業務委託料の契約締結の方法等につきまして、修繕業務委託の中でちょっと説明不足があったように思われます。これにつきましては、水道部の勤務時間外に事故等が発生する可能性がありますので、業者に待機をお願いをいたしてという内容のものでございます。

これにつきましては、入札方式でもって契約を行っております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 先ほど、自己水と府営水の関係に関してのご質問がありました。私ども浄水課長の方が説明申し上げておりますけれども、私どもといたしましては、やはり施設改修をするというような重要課題がございますし、また安定給水というような日々の重責もございますので、浄水課長がなかなか慎重なものの言い方をしているのは私も理解できるんですけども、私ども水道部といたしましては、そういったことも十分踏まえながら承認水量の例えば水需要が減少することに伴っての引き下げ等を今後も府に働きかけていくつもりでございますので、そういう意味では十分に努力してまいりたいというように考えております。

それから、給・配水等事業のことでございますが、これにつきましては各市で休日とか夜間とかの漏水、道路上の漏水、あるいはご家庭での漏水事故等に対する対応について、非常に苦慮されているところでございまして、特に道路漏水など

で言えば直営でされている市が今でも1市ございます。それから、それ以外は基本的に業者委託されておられます。業者委託の仕方も例えば水道工事業共同組合といった団体に委託されている場合もありますし、また同様にそういう工事業の事業者でつくる修理班というんですか、水道組合修理班というようなところに特命されておられるところもございます。

私どものように、市内の水道事業を、水道の状況をよく知っている旧公認の水道工事業者による入札で業者を決めてるところもあります。

それから、全く一般のビル管理会社等に委託されているところもございます。その委託料なんですけども、高いところは年間3,000万円ほどの委託料を払われております。また、安いところは年間200万円余りというようなことで、非常に委託の料金につきましてはばらつきがございまして、ただ、そのばらつきはいろんな市の事情、例えば本市ではわずか年間40何件しかないけれども、大きな市であればこの4倍ぐらい修理件数が発生すると、そういう場合は修理するときに、現場を見にいったときに、やっぱり緊急修理ということで、特命でそこが例えば修理もできるというようなことになれば、やっぱり少しメリットも出ますので、そういった部分も含めて、うちの市の状況と少し異なるというような点があるのではないかとこのように考えております。

それから、また水道部から出る工事の量も違いますので、そういったこともスケールメリットというんですか、そういったものもこういったたぐいの委託契約をする場合に、本市はちょっと不利かなというふうに思っておりますので、その辺のところもご容赦、ご理解願いますよう

よろしくお願ひいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 自己水、府営水に関しましては、そういう形で今後も自己水がふえるような形で努力していただきたいと思ひます。

薬品に関しても、そういう形で今後、一番ベストな形を模索した中で、いろいろな形を今考えられているということで、今後そういう形でいい方法を見つけていただいて、一番、やっぱり近所の人というのか、周りの人と一番仲よくやってもらうという形が一番大切なので、そのところを主眼に置いてやっていただきたいと思ひます。

4番の給・配水の今のことだけは、ちょっとわからないんで、もう1回、聞かせていただきたいんですけど、これは随意契約じゃなくて、あくまでも入札という形をとられてるんですね。そのときに、これはもう待機という形で、それはその年に何件修理したとか、何件出たという形は関係ないわけですか。あくまでも、いろいろな形の起こり得るものに対して待機するのに630万円が要するという形で考えられているのか、そこだけもう1点、お聞きしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 緊急の修理等につきましては、実質費用をお支払いいたしております。これは、あくまで待機という、あくまで役所の方の宿直者から連絡があれば、すぐ現場に確認に行き、それから自分のところの職員をすぐ手配をして修理できる体制をつくるということの、一応待機でございます。

ですから、水道の配管工の単価をご指導させてもらっているといひますのも、普通の事務員さんでは水道の当直の方から連絡をした際、なかなか状況の把握が

してもらえないと、そこで単価が高くなるんですけども、配管工の単価で積算いたしまして、入札方式で契約をさせていただいておるといひことでございひます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 わかったような、わからんようなことですけど、今、状況の中で市の財政もこういう形で、みんな今、入札方法とか相手先をいろいろな形で何とか安くしようといひことでやられてるんで、これは多分、一番安い形を見込んだ中でこの金額をはじき出されてると思ひうんですけど、もう一度、精査してもらった中でこの辺が多分、市の職員がずっと待機してるよりは、そういう形で委託して待機してもらって、市民の皆さんの安全を守るために、すぐ出動できるような形で業者の方に、先ほど聞きましたら高いところは何千万円、安いところは何百万円、それは多分市の大きさとか、いろいろな事情にあらうかと思ひます。その中で一番妥当なといひ形で、多分ずっとこの金額は設定されてきたかと思ひうんですけど、これは予算のときにもまた出てくるかと思ひますけど、もう一度精査してもらって、これはもう一度、よろしくお願ひしておきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時 9分 休憩)

(午後2時11分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。よって、
本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。よって、
本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。よって、
本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後2時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 原 田 平